

広域水道常任委員会記録

平成30年4月9日（月）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 平成30年4月9日(月)
11時30分～15時10分
- 2 開会場所及び調査箇所
宿泊研修所丹沢荘(宿泊研修所丹沢荘会議室：委員会開催、
宿泊研修所丹沢荘：現地調査)
酒匂川水系ダム管理事務所(三保ダム、世附貯砂ダム：現地調査)
- 3 出席者 委員長 国吉一夫 副委員長 矢島真知子
委員 久保寺邦夫 委員 てらさき雄介
委員 かわの忠正 委員 織田勝久
委員 古川直季 委員 加納重雄
委員 花上喜代志
- 4 委員外議員 議長 佐藤祐文
- 5 欠席者 副議長 浅野文直(欠席)
- 6 議事説明者 企業長 吉川伸治 副企業長 土井一成
総務部長 平部眞公十 技術部長 佐藤正志
総務部副部長 大江伸治 技術部副部長 秋元康由
浄水課長 津田宏
政策調整担当課長 富安豊
危機管理担当課長 村山洋明

ほか関係職員
- 7 事務局職員 事務局長 菱山直樹 ほか書記3名

【丹沢荘会議室】

○国吉委員長

ただいまから広域水道常任委員会県内調査を行います。

本日は、浅野議員が所要により欠席されておりますので、ご了承願います。

調査に当たりまして、吉川企業長からご挨拶があります。

○吉川企業長

改めまして、おはようございます。広域水道常任委員会の県内調査に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、当初予定にない現地視察の日程を追加させていただいた上、年度始めのご多忙のところご参加いただきまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

最初に、4月1日に人事異動がございましたので、職位の変更や、あるいは新たな出席者をご紹介させていただきます。

私の後ろになります。総務部副部長の大江でございます。総務課長を兼務してございます。それから、技術部副部長の秋元でございます。同じく綾瀬浄水場長を兼務してございます。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の調査でございますが、当企業団の宿泊施設でありますこの丹沢荘、そして県企業庁が維持管理しております酒匂川水系の三保ダムの状況の2か所を主に視察をしていただきます。

まず、丹沢荘につきましては、企業団の創設事業でありました三保ダムの建設によって移転された水没地権者のための里帰り施設としての機能と、企業団及び構成団体の職員の研修施設として昭和55年に建設をされたものでございます。

次に、三保ダムでございますが、当企業団の水源として酒匂川の支川である河内川の上流に築造いたしました。その下流の小田原市飯泉地点で取水堰を設けまして、取水した原水を伊勢原、そして相模原、さらには西長沢の浄水場へ導水し、浄水処理した後、構成団体に水道用水として供給をしているものでございます。

細かくは、各々現地視察の際にご説明させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、本日も調査等を通じまして、当企業団の現状をご理解いただき、引き続

きご支援、そしてまたご指導賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○国吉委員長

これより、業務状況関係の調査を行います。

初めに、委員会の運営についておはかりいたします。

委員長といたしましては、まず本日の主たる目的であります宿泊研修所「丹沢荘」に関する調査について、当局から説明を受け、施設調査を行った後、昼食休憩をはさみまして委員会を再開し、先の定例会において本委員会として当局に求めておりました相模原ポンプ場及び相模原調整池の事故に関する報告を受けたいというふうに考えておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○国吉委員長

ご異議がないものと認めます。

このたびの県内調査は1日ということで大変タイトな日程になっております。本日は丹沢荘での調査のほかに、この後1時30分より、県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所において、三保ダムと世附貯砂ダムの施設調査を行う予定となっております。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、宿泊研修所「丹沢荘」の概要と譲渡に向けた手続について、当局から資料が提出されておりますので、説明を願います。なお、説明は着席でお願いいたします。

○平部総務部長

それでは、私のほうから説明させていただきたいと思えます。

資料といたしましては、A3横の宿泊研修所「丹沢荘」の概要と譲渡に向けた手続についてという資料でご説明申し上げたいと思えます。

まず第1に丹沢荘の概要でございます。先ほど企業長のご挨拶にもございましたけれども、丹沢荘の設立の目的等につきましては創設事業で行った三保ダムの建設によって移転を余儀なくされた水没地権者のための里帰り施設ということが1つ。それから、もう一つは、企

業団並びに構成団体の職員研修所としての役割が1つということで、昭和55年に建設がされております。

設置場所でございますが、きょうバスでおいでいただきましたけれども、大井松田インターチェンジからおよそ23kmということでございます。古くからの武田信玄の隠し湯とされる中川温泉でございます。近隣には民間の温泉旅館が4館及び旅館が1館という形で、地方公共団体が保有する施設はこの丹沢荘のみでございます。

3番目の施設の概要でございます。1番目、土地の概要ということで、所在地は山北町の中川というところでございます。敷地面積は6,242㎡でございます。

建物の概要でございます。構造は鉄筋コンクリート造の地上3階、延床面積は1,410㎡でございます。客室は11室で、収容人数56人。ほかに大広間が42畳といったものが1つございます。浴室が大と小が1つずつございまして、食堂は52席でございます。会議室定員、こちらでございますけれども、50人ということでございまして、そのほか駐車場が25台分がございます。

3番目の温泉の概要でございます。アルカリ性単純温泉の27.4℃の源泉でございまして、揚湯量としましては1分当たり40Lということでございます。

4番目、施設の管理運営体制でございます。企業団は、平成9年に出資会社、神奈川水道広域サービス株式会社を設立し、以降、随意契約により丹沢荘の運営管理を委託してございましたが、平成24年度からは契約方式を公募型管理運営受託者募集方式に移行いたしました。その結果、サービス株式会社が受託者となり現在に至っているものでございます。

5番目、利用料金でございます。利用料金は設立目的を反映し、近隣宿泊施設よりも低い設定となっておりますけれども、平成29年6月からは有識者委員会の答申を受け、料金値上げを行っているものでございます。

第2、丹沢荘の経営状況と宿泊者数減少の主な要因でございます。宿泊者数は平成21年度まで年間1万人で推移しておりましたが、近年、自然災害による道路寸断、東日本大震災による旅行自粛、消費税率アップ等によって7,000人を下回っている状況でございます。これに伴いまして、平成26年度からは赤字を計上しているというものでございます。宿泊者数減少の主な要因といたしましては、山北町の宿泊者数は東日本大震災以降減少が続き、平成20年度と比較いたしますと、約34%が減少しておりまして、この影響が丹沢荘にも影響しているものと考えているものでございます。下にグラフで示しておりますけれども、近年は右下

がりというような状況になってございます。

右ページのほうにいきまして、第3、譲渡に向けた手順でございます。1番、譲渡に関する基本的な考え方でございます。当企業団は、有識者委員会の答申に示された丹沢荘に関する提案事項、下に※で示しておりますけれども、譲渡に当たっての企業団議会及び地元関係者からの要望等を踏まえ、丹沢荘をできる限り宿泊者施設として存続させることを前提といたしまして、宿泊施設の経営・投資能力を有する者に譲渡するというものでございます。

2番目、最低売却価格でございます。867万円でございます。この中には不動産鑑定評価額、鑑定評価に係る手数料相当額、その他固定資産の額が含まれているものでございます。

3番目、入札の概要でございます。入札手法といたしましては、条件付一般競争入札でございます。2番目の入札参加資格及び用途指定でございます。上記1の基本的な考え方を踏まえ、譲渡先に対して、宿泊施設として引き続き使用することはもとより、山北町の地域性を十分理解した経営についても求めるため、神奈川県に本社を有する法人で旅館業法の許可を得て、現に旅館営業を行っている者という条件を想定してございます、上記の条件を担保するため、譲渡の日から10年間は旅館営業の用に供するよう用途の指定を行ってございます。以上のほか、譲渡先に対して地域振興に資する取組への配慮も求めているものでございます。

4番目、スケジュールでございます。公告は3月12日に行ってございます。受付期間といたしましては、3月19日から4月18日までということで、現地説明会を先週の金曜日4月6日に行ってございます。開札日が5月11日、契約締結は5月末を予定しております。物件の引き渡しは9月末を予定しているというものでございます。当企業団の丹沢荘としての営業は9月初旬をもって終了する予定としてございます。

第4でございます、企業団と地元との関係でございます。企業団が行う水道用水供給事業が、三保ダムを水がめとした酒匂川流域に水源を求めている事実は変わるものではないため、丹沢荘の譲渡後においても水源地域との関係を変えることなく、引き続き、地域振興にも寄与していくというものでございます。

具体的には、丹沢湖周辺の環境整備や観光事業などの地域振興を目的として設立されております山北町環境整備公社への関わりをはじめ、各種イベントへの参加など、さまざまな場面で協力していくということを考えてございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○国吉委員長

以上で説明が終わりました。

資料説明が終了しましたので、これより引き続き丹沢荘の施設調査に移ります。

施設調査終了後、一旦、昼食休憩といたします。

調査の再開は12時30分を予定しておりますので、恐れ入りますが、この部屋にご参集ください。よろしくお願いいたします。

丹沢荘施設調査

○国吉委員長

調査を再開いたします。

それでは、「相模原調整池（2）1号池の変位に関する再発防止対策について」及び「相模原ポンプ場ポンプ設備事故の対応」について、当局の説明をお願いします。

○佐藤技術部長

それでは、右肩に2番と打ってある資料をごらんください。相模原調整池（2）1号池の変位に対する再発防止対策についてご説明いたします。

説明は資料の左側でさせていただきまして、右側の3（参考）対策の詳細につきましては、左側の説明の中でポイントになる箇所に絞って説明させていただきます。それでは、説明をさせていただきます。

相模原浄水場調整池（2）の1号池の変位について、補修に関する工事が完了し、池の浮上を防止する抜本的な対策について取組を開始いたしましたので、ご報告いたします。

1. 補修完了日と補修費用でございます。補修に関する工事は、相模原浄水場調整池（2）1号池耐震補強工事の一貫として行い、平成30年3月20日に完了いたしました。今回の補修に要しました費用は2,117万2,320円となりました。

続いて2、課題の把握と対策でございます。今回の相模原調整池（2）1号池の変位につきましては、主に3つの課題があることがわかりましたので、それぞれの課題に対する対策を決め、取組を開始しております。

まず、課題①といたしまして、施設の状況が十分に把握できていなかったことございま

す。過去の同様の事例を踏まえ、耐震補強工事では、集水マンホール内の排水ポンプの設置や地下水位の監視などを実施してはいましたが、施設ごとの詳細な状況を踏まえた対応策が不十分でございました。この対策といたしまして、対策1、全浄水池・調整池の浮上防止対策の策定に着手しております。全ての浄水池・調整池につきまして浮上に関するリスクアセスメントを行い、6段階にリスクレベルを設定いたしました。また、池の空水状態を長期間と比較的短期間とに区分して、浮上防止対策を策定してまいります。

右の表の対策1の欄、右側の改善した内容の部分をごらんください。①長期間空水状態とする場合の対策につきましては、耐震化事業等を想定いたしまして池の浮上防止対策を策定し、必要な施設整備を計画的に実施してまいります。

次に、②比較的短期間空水状態とする場合の対策につきましては、清掃作業等を想定いたしまして、原則として降雨量の少ない冬期での実施。躯体が浮上する恐れのある地下水位の把握、地下水位が上昇した場合の池内への緊急充水の実施などについて事前に十分に検討・準備した上で作業することを徹底いたします。そして、③といたしまして、今ご説明した①と②を行うための状況の把握が必要でございますので、対策の策定に当たりましては、地形・地質を考慮した集水量や地下水位の上昇等、専門的な知見を入れた詳細な分析が必要であることから、業務委託による検討を開始しております。

続きまして、資料の左側に戻っていただきまして、課題②といたしまして、情報共有が十分にできていなかったこととございます。台風による大雨等が予想された場合には、危機管理担当が各所属の情報を集約し、必要な対策をとってはありますが、工事に伴うリスク管理という観点では、企業団内部及び企業団と工事請負人との間での情報共有が不十分でありました。そこで、対策を3つ実施いたします。

まず、対策2として、所属間・職員間、工事請負人との情報共有の徹底でございます。工事担当課、現場所属及び工事請負人が集まる工事全体工程会議等におきまして、情報共有の徹底を図ってまいります。

次に、対策3として、工事安全パトロールの強化を実施いたします。施設の異常等を迅速に把握するため、工事現場の安全パトロールを強化いたします。

また、対策4として、工事完成前施設の部分使用に関する条件等の明確化を実行いたします。水運用等の関係から工事完成前に施設を部分使用する場合は、工事請負人と条件を詳細に確認いたします。

続いて、3つ目の課題になります。技術継承が十分にできていなかったことでございます。過去の経験に基づいた空水状態にある調整池の浮上防止に関する技術の継承が十分にできておりませんでした。この対策として2つを実行いたします。

対策5として、マニュアル・手順書の改善と水道技術管理者による確認でございます。作業手順書等に池の浮上リスクの追加を行い、水道技術管理者が作業内容等を確認いたします。

次に、対策6として、研修の充実と情報提供でございます。再発防止に向けた研修を実施することに加え、構成団体との情報共有と他の水道事業体への情報提供を行います。

この対策につきましては、右の表の最下段の改善した内容の欄をごらんください。これまで実施しておりました研修の中に調整池変位に関する内容を取り込みますとともに、日本水道協会から講師をお招きし、事故事例に関する研修を実施し、再発防止の徹底に努めます。また、構成団体に対しましては、昨年11月の常任委員会でもご説明させていただきました「災害時等における情報提供対応方針」に基づきまして、適時状況を報告・説明させていただくとともに、今回の事象と対策を業務の参考としていただくため、水道技術研究センターに対しまして全国の水道事業体に情報提供できるように依頼を行ってまいります。

以上で私からの説明を終わりにいたします。

○平部総務部長

それでは、続きまして、右肩に3とふっておりますA4縦の相模原ポンプ場設備事故の対応について、ご説明申し上げたいと思います。

まず、1の事故の概要でございますけれども、平成29年7月でございましたが、相模原浄水場及び西長沢浄水場に原水を導水するポンプ設備4台のうち2台がスリップリング焼損、1台がヒューズ溶断により稼働不能となる事故が発生し、減断水を回避するため、構成団体の協力のもと緊急導水を実施したものでございます。

原因調査の結果、メーカー指定のブラシ材質及びヒューズ容量に問題があったことが判明しております。ポンプ設備の復旧及び再発防止対策等の実施に加え、関連して生じた損害についても賠償を求め製造メーカーと協議してまいりました。

その内容でございます。2番、製造メーカーとの合意事項でございます。まず1つ目といたしまして、製造メーカーの費用負担により履行する事項、これが大きく分けまして2つございます。

1つ目といたしまして、原因究明、応急復旧等の実施でございます。a、データ解析等による徹底した原因究明、これにつきましては実施済みでございます。b、ポンプ設備の応急復旧、こちらにつきましても実施済みでございます。c、復旧後、メーカー社員による24時間体制の状態監視、これにつきましては継続中でございます。d、不測の事態に対応するための予備品納入、ブラシ4台分、ヒューズ4台分、これにつきましては納入済みでございます。

2つ目でございますが、再発防止対策等の実施でございます。aといたしまして、発熱の少ないブラシ材質への変更及び冷却装置の改良、これにつきましては実施済みでございます。b、ブラシ温度の常時監視するための監視制御の改良、これは4月中旬に実施する予定でございます。c、ブラシの摩耗状態等の確認でございます。3つの段階で行います。1つ目が、企業団が実施する月例点検にメーカー技術者が同行いたします。これは平成31年3月末まで行います。2つ目、夏場の高温時の状態確認を行うためメーカー技術者を派遣、これは夏場でございます平成30年7月から8月にかけて行います。

3つ目でございます。ヒューズ容量の健全性を30年度内に2回確認ということでございまして、上期、下期に各1回ずつ確認を行ってまいります。

(2)といたしまして、損害賠償関係でございます。①公金支出に伴う損害賠償、解決金は2,500万円でございます。本件事故による緊急導水の実施及びポンプ室天井材撤去工事の解除等に伴う損害賠償交渉においては、双方の主張に大きな相違があったものの、用水供給事業に与えた影響や重大性を説明いたしまして、交渉を重ねた結果、一切の解決金として上記金額の提示があり、顧問弁護士からの法的責任の範囲に関するアドバイスを基に慎重に検討した結果、これ以上の積み増しは難しいと判断いたしまして、合意に至ったものでございます。

以上で説明は終わりでございます。

○国吉委員長

資料説明が終わりました。

それでは、ただいまの報告等につきまして何かご意見があったら受けたいと思います。

○加納委員

ありがとうございました。

私ども常任委員会でさまざまな意見、またご指摘、提案もさせていただきますけれども、それがこうやって、具体的に再発防止策ということでしっかりと記載をしていただき、あとこれをしっかりと進めていくことは大変ありがたい話で、起きてしまったことについてはもうしょうがないので、あとは次の二次被害をどうするかということですので、いろいろな目線でその原因だとかさまざまなことを指摘しながら次に進んでいただくと、大事な点なので、こうやって資料2、資料3いただいて本当にありがとうございました。引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、何点か。まず、課題①のところ、過去の同様の事例を踏まえというのは、これは27年の事故のことでいいのかな。

○津田浄水課長

はい、そのとおりでございます。

○加納委員

私、相模原の現場に視察させていただきました。現場ではあまり過去の同様の事例については意識してなかった。だから、この文章で言うと、過去の同様の事例を踏まえ、ずっと地下水位の監視などを実施してきたと書いてあるけれども、私が現場に行ったときに現場の皆さん方は27年のことについては全く認識してなかったんですけれども、その現場の状況とこの文章との乖離について、ちょっとご説明いただきたい。

○佐藤技術部長

ご指摘の点なんですけれども、ここで課題②のところに情報共有が十分でなかった、それから課題③技術継承が十分にできていなかったと、この内容の中にも記載が実はあるんですけれども。企業団の中でも工事を実施する部隊、工事に関係している所属の職員の情報共有と、それから現場の、今回で言うと相模原浄水場で運転管理をやっている職員との情報共有、ここの2者の間のとり合いが余りうまくいってなくて、先生ご指摘のとおり、相模原浄水場の運転管理をやっている部隊の職員に平成27年に工事の中で浮き上がりが起こったという

ことの認識が薄かったということをご反省いたしまして、この情報共有についてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○加納委員

これ再発防止策だからそのことはしっかりと認識していただいた上で、課題②、課題③にしているということであればそれはそれでもって過去のことをしっかりと踏まえながら進めていただきたいと。

それから、もう一点は、今佐藤さんおっしゃったように、冬場にやったほうがいいとか、それから台風だ何だかんだのことがあるから、情報共有してやるとかというここに対策が書かれているんだけど、やはりこれも現場行ってみると、現場はもうスケジュールって決まってるわけだね、工程表というか。もっと言うと、現場はいろいろな方たちに発注しているから、お仕事の段取りがもう決まってるわけだね。だから、台風が来るなんていうのは1週間や10日ぐらいからだんだんわかってはいるんだけど、そうはいっても現場1日遅れたらもうそれは大変な現場としての人を雇う問題から始まってさまざまなんだというようなことを言ってましたよ、現場の人が。だから、こういう形で書かれているのはよくわかるんだけど、実際現場はその日雇う人数だとか、その日の作業だとか、工程表の中でなかなか難しいという話をしてましたよ。その辺について、この再発防止策が書かれているんだけど、そういった細かな現場の状況を踏まえてしっかりやっていただきたいんだけど、その辺についてのお考えは。

○佐藤技術部長

そこもここで真ん中あたりに課題②の対策2のところ記載のとおりなんですけれども、ここでは工事全体工程会議ということの一つ取り上げてお示しましたが、これはほぼ月に一度程度の頻度で行っている工程の全体会議、ここでのしっかりした工程の確認ということも十分必要なことなんですけれども、実際昨年度起こったこの浮き上がりにつきましては直前の工程会議でこの辺の確認が十分できていなかったというのがよくわかりました。なので、あえてここに書かせていただきました。

先生ご指摘のとおり、現場は日々動いていますし、翌日の作業員の手配についても非常にシビアなことをやっているというのは十分承知しています。ただ、こうやって全体の月間で

の工程会議をしっかりとやって工程を見極めて、なおかつ毎週、今度はもう少し小さな規模なんですけれども、毎週週単位でも工程会議というのをやっておりますので、そうした中で1週間程度ですと天気の前報もある程度は見通しがつきますので、細かな調整をそこでやっていくということを積み重ねていく。そういった情報共有の徹底を図ってまいりたいと、これを確認いたしながら進めていきたいと思っております。

○加納委員

ぜひお願いします。多分これまでもこういうペーパーでさまざまなシミュレーションをし、進めてきたと思うんですね。でも、今佐藤さんおっしゃったように、現場は動いているし、動いているところはその日その日の人数やお金や次の手配だということがあるとね、だから、同じようにこれはつくったけれどもまたという形にならないようにあえて指摘させていただいていますので、僕はその辺どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから、資料3のほうで、ちょっと一部。これはこれでもって分かりました。1つ、国からもこの事案について報告をというようなお話だったと思うんですけれども、国への報告についてはどうなっているのか、その報告書というのかな、そのものについては私どももいただけるのか、その辺について教えてください。

○村山危機管理担当課長

国のほうは厚生労働省のほうになりますが、これにつきましては事故が起きまして、8月31日、あと9月8日に製造メーカーから受けた中間報告について10月31日に報告を、2回国のほうには報告を行っております。

厚労省のほうから事務連絡ということで、相模原ポンプ場の焼損に関してというふうなことが全国の水道事業体あてに事務連絡が30年3月30日付けで発出されております。

11月の議会でもこちらのほうからご回答させていただいたとおり、その書面につきましては全国に今厚生労働省から出ている通知でございますので、お配りすることは問題ないと考えております。

以上です。

○加納委員

国はやっぱり大変重要な案件だということで、起きてしまったことはしょうがないにしても、1つの事例として、その再発防止策も含めてね、これだけ神奈川県内広域水道企業団が再発防止策やってるんだということも含めて、やはりね、全国に情報共有していただくということは大きな話なので、それはひとつしっかりやっていただきたいところと。

今の最後のところで、私も皆さん方と一緒に議論してきたので、国に出していく報告書というんですか、それをもし資料としていただければありがたいというふうに思いますので、それはまたよろしくをお願いします。

最後に、すみません。今回のこの相模原ポンプ場の問題も、それからポンプ施設の事故の問題も、それからこの浮きの問題も、構成団体とどのような連携をとっていくかということもやはり大きいので、昨年からいろいろと調べさせていただいたり、またお話を聞かせていただくと、発生時期から個別적으로お電話をしたりさまざまなことをやっておられることはよく理解をしました。一方で、企業団と構成団体で交わされているさまざまなマニュアル、それからいわゆる連携のマニュアルだとかどういう形で情報共有するかだとか、例えば協議会を持つとか、何とか会を持つとかというようなことを書かれているわけだよね。でも、それに沿って本当にやってきたのかどうかというところがちょっと私の立場から言うとやっぱり足りなかったんじゃないかな。個別に連絡したりファックスしたりそういうことは聞きましたけれども、マニュアルに書かれている会議、そこでの情報共有というようなことからすると非常に不足してたんじゃないかなというふうに僕は思っているんですけども、その辺について構成団体との兼ね合い、今回の2つの事案についてどのようにお考えを持ってらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○佐藤技術部長

確かに構成団体との間ではいろいろな協定だったり覚書だったりお約束事を含めた書面がございます。大きな枠組みとしてつくったものと、あとは所管する業務を同じくしているところ同士で結んでいるものとか、実はたくさんあるんです。その辺の幾つかあるものとの整合性といったものに若干不整合があったりするというのも今回わかりましたので、十分そこを見直すということと。

先日横浜市のほうから実は申出がございまして、構成団体と協議をした上で、企業団に対

してその辺の文書の関係の整理をした上で申し入れをしたいというふうなご提案をいただきまして、ご了解したところなんですけれども。十分その辺は構成団体側と協議をして、実行性のある協定書なりに改善していくということに早急に取り組みたいというふうに考えております。

○加納委員

はい、以上です。

○国吉委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○織田委員

私も1点だけ、相模原調整池の情報共有の点なんですけど、今ご説明いただいた方向でしっかりやっていたらと思いますけれども。あともう一つ、これは公共工事でございますから、当然中間検査、それから完了検査というものもなされていたということでなんですけれども、それはあくまでも内部のあり方と思いますが、そこら辺の多少改善点、反省点みたいなものは何かあったんですか。

○佐藤技術部長

この調整池(2)1号池のほうにつきましては、10月に池の浮上が起きたんですけども、耐震補強工事そのものは5月の時点で内容がほぼ終了しております、その時点での検査というものはしっかりとできておりました。その後部分的に未完了なところがございましたものですから、工期を延長した上で作業を続けていたと、そのさなかに大きな雨が降って池の浮上が起きてしまったということでございます。そのことを踏まえて、しっかりと補修をした上で、3月に最終的な完成検査を実施をしております、そこでは特段修補の指示もなくしっかりできた、よくできているという結果を得ておりますので、検査そのものについてはしっかり対応がなされたというふうに私どもは考えております。

○織田委員

ただ、その時点ではそうだったのかもしれないけれども、結果的に十分予測しきれなかったといえはそういうことなんでしょうけれども、そういうこともあったわけですから、ぜひ、いや、皆様が悪かったということ言ってるんじゃないんですけれども、何かもし工夫とかされることがあれば、ぜひもう一度ご検討いただければありがたいなど、これは要望として申し上げておきます。結構です。

○国吉委員長

ほかにございませんか。

ほかにないようでございますので、以上で終了いたします。

それでは、引き続き、県企業庁の酒匂川水系ダム管理事務所に場所を移しまして、三保ダム及び世附貯砂ダムの施設調査を行うことといたします。これより現地に出発いたします。

【酒匂川水系ダム管理事務所会議室】

○国吉委員長

ただいまから、三保ダム及び世附貯砂ダムの施設調査を行います。

本日は、県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所、鈴木所長様にご出席を願い、ご説明をお願いしてございます。

それでは、早速でございますが、三保ダムの概要等につきましてご説明をよろしく願いいたします。

○鈴木所長

(酒匂川水系ダム管理事務所鈴木所長挨拶・概要等説明)

○国吉委員長

施設の概要説明が終わりました。

この後施設調査を行うわけでありますけれども、ただいまの説明について、この場で聞きたいことがありましたらお願いします。

特にないようですので、以上で終了いたします。

この後、三保ダム及び世附貯砂ダムの現地調査を行います。

三保ダム及び世附貯砂ダム現地調査

(世附貯砂ダム現地調査後、現地にて閉会)

以上